

UACJ健康保険組合規約

第1章 総 則

第1条（組合の目的）

この健康保険組合（以下「組合」という。）は、健康保険法（大正11年法律第70号以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌することを目的とする。

第2条（組合の名称）

この組合は、UACJ健康保険組合という。

第3条（組合の事務所等）

組合の事務所は、次の場所に置く。

愛知県名古屋市港区千年三丁目1番12号 株式会社UACJ 名古屋製造所内

第4条（設立事業所の名称及び所在地）

この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

株式会社UACJ	（愛知県名古屋市港区）
UACJ健康保険組合	（愛知県名古屋市港区）
株式会社UACJ製箔	（東京都港区）
株式会社日金	（東京都中央区）
株式会社UACJ押出加工滋賀	（滋賀県近江八幡市）
株式会社UACJアルミセンター	（愛知県安城市）
株式会社UACJアルミセンター	（東京都港区）

第2章 組 合 会

第5条（議員の定数）

この組合の組合会議員の定数は、20人とする。

第6条（被選挙権を有しない者）

次の各号に掲げる者は、議員となることができない。

法第118条第1項各号のいずれかに該当する者

第7条（議員の任期）

議員の任期は、3年とする。

- 2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前である時は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 議員に欠員を生じたため、新たに選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 議員の定数に異動を生じたため、新たに選任された議員の任期は、現に議員である者の任期満了の日までとする。

第8条（互選議員の選挙の方法）

被保険者である組合員の互選する議員（以下「互選議員」という。）の選任は、単記（連記）の無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、議員候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えない場合は、この限りでない。

- 2 前項の投票は、1人につき1票とする。

第9条（互選議員の選挙区及び議員数）

互選議員の選挙は、全区によって行う。

- 2 選挙する互選議員の数は、10名とする。

第10条（互選議員の選挙の管理）

互選議員の選挙においては、選挙長をおかななければならない。また、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおかななければならない。

- 2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。
- 3 選挙長は、選挙会の開閉、投票、開票の管理及び当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。
- 4 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。
- 5 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。

ただし、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においてはこの限りではない。

第11条（当選人）

選挙の結果、最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者を当選人とする。ただし、選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合において、当該議員候補者をもって当選人とする。

第12条（選挙の無効）

選挙は、選挙の規定に違反することがあって、選挙の結果に異動を生ずるおそれがある場合に限り無効とする。ただし、当選に異動を生ずるおそれのない者を区分することができる場合は、その者に限り当選の効力を失うことはない。

第13条（互選議員の選挙執行規程）

この規約に定めるもののほか、互選議員の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第14条（選定議員の選定）

事業主である組合員が選定する議員（以下「選定議員」という。）は、互選議員の総選挙の日に選定しなければならない。

- 2 選定議員に欠員を生じたときは、事業主である組合員はすみやかにその欠員について議員を選定しなければならない。
- 3 事業主である組合員は、議員を選定したときは、文書で理事長に通知しなければならない。

第15条（議員の就職・退職）

議員が就職、又は退職したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

第16条（通常組合会）

通常組合会は、毎年2月及び7月に招集することを常例とする。

第17条（臨時組合会）

理事長は、議員の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して組合会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に臨時組合会を招集しなければならない。

- 2 前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時組合会を招集することができる。

第18条（組合会招集の手続）

理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して、開会の日から少なくとも6日前に招集状を送付しなければならない。

- 2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。
- 3 組合会はテレビ会議システム及びweb会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム（以下「会議システム」という。）により開催することができる。

第19条（代理）

議員は、組合会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった組合会に付議する議案について賛否の意見を付した書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使できる。

- 2 前項の代理については、選定議員の場合は組合会に出席する他の選定議員、互選議員の場合は組合会に出席する他の互選議員でなければ代理を行うことはできない。

第20条（組合会の傍聴）

組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りでない。

第21条（組合会の会議規則）

組合会は、会議規則を設けなければならない。

第22条（組合会の議決事項）

次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- （１）規約の変更
- （２）収入支出予算及び事業計画
- （３）収入支出決算及び事業報告
- （４）規約及び規程で定める事項
- （５）その他重要な事項

2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第19条第1項の規定による書面の提出を求めることとし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という）第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

- （１） 議員の疾病、負傷
- （２） 議員の係る災害又は交通途絶
- （３） 災害等の発生による外出自粛要請

3 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。

第23条（会議録の作成）

会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- （１）開会の日時及び場所
- （２）議員の定数
- （３）出席した互選議員の氏名（人数）、選定議員の氏名（人数）、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名（人数）、並びに代理を受けた議員の氏名
- （４）議事の要領
- （５）議決した事項及びその賛否の数

2 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。

- （１）会議システムで組合会を開催した旨
- （２）会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨

- (3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨
- (4) 会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所
- 3 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。
- 4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。

第24条（議員の旅費及び報酬補償）

議員の旅費及び被保険者である議員が、その職務を行うことにより、平常の業務に対する報酬を受けることができない場合における補償の額並びにこれらの支給の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

第25条（組合会の検査）

組合会は、法第20条に規定する検査を行う場合において、委員をおくことができる。

- 2 前項の検査に関して、必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

第26条（理事の定数）

この組合の理事の定数は、8人とする。

第27条（理事及び監事の任期）

理事及び監事の任期は、議員の任期とする。

- 2 理事及び監事は、その任期満了の日前に、議員の資格を失ったときは、その資格を失う。
- 3 理事及び監事に欠員を生じたため、新たに選挙された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事の定数に異動を生じたため、新たに選挙された理事の任期は、現に理事である者の任期満了の日までとする。
- 5 理事及び監事は、第1項の規定にかかわらず、任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行う。

第28条（理事、理事長及び監事の選挙）

理事、理事長及び監事は、無記名投票により行わなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第29条（理事会の構成）

この組合に理事会をおき、理事をもって構成する。

第30条（理事会の招集手続き）

理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して、理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の3日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定は、監事について準用する。
- 5 理事会は会議システムにより開催することができる。

第31条（理事会の決定事項）

次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

- （1）常務理事の選任及び解任の同意
- （2）事業運営の具体的方針
- （3）準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法
- （4）この規約に定める事項
- （5）その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

第32条（理事会の議事）

理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。
- 4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。
- 5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。
ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。
- 6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。
 - （1）理事の疾病、負傷
 - （2）理事に係る災害又は交通途絶
 - （3）災害時の発生による外出自粛要請
- 7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。

第33条（理事会の会議録）

理事会の議事については、会議録を作成する。

2 前項の会議録については、第23条の規定を準用する。

第34条（理事長の職務）

理事長は、組合の事務を総理し、第31条の規定により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。

第35条（常務理事及びその職務）

この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を掌理する。

第36条（監事の職務）

監事は、組合の行う事業の全般を監査する。

2 監査は、組合の決算終了後、組合会が決算をする前に必ず実施するほか、監事が必要と認めた場合に実施する。

3 監事は、監査を実施したときは、組合会に対し、書面をもって意見を述べなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、監事の行う監査に関して必要な事項及び様式等は、組合会の議決を経て別に定める。

第37条（理事長の専決）

理事長は、施行令第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。

2 理事長は、前項の規定による処置を行ったときは、次の組合会においてこれを報告し、組合会において当該事項を決定する場合に必要な議決数をもって承認を得なければならない。

第38条（理事長の事務委任）

理事長は、第34条に規定する事務の一部を常務理事に委任することができる。

第39条（理事長の職務代理）

理事長に支障がある場合において、その職務を代理する理事は、理事長が指名する。

第40条（理事、理事長、常務理事及び監事の就任）

理事、理事長及び監事は当選が確定した日から、常務理事は理事長が指名した日から就任する。

2 理事、理事長、常務理事及び監事が就任したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

第41条（理事、監事の旅費及び報酬補償）

第24条の規定は、理事及び監事について準用する。

第42条（職員）

この組合に事務長その他必要な職員をおき、理事長がこれを任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第4章 組 合 員

第43条（組合員の範囲）

この組合は、第4条に掲げる事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。

第44条（標準報酬）

被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

第44条の2（現物給与の算定）

法第46条第2項の規定により、報酬の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合において、その価額の算定については、理事会の定めるところによる。

第5章 保 険 料

第45条（保険料及び調整保険料の負担割合）

一般保険料額及び調整保険料額の100分の60は事業主、100分の40は被保険者において負担する。（少数以下第3位を四捨五入する）

第45条の2（介護保険料の負担割合）

介護保険料額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。（少数以下第3位を四捨五入する）

第45条の3（子ども・子育て支援金額の負担割合）

子ども・子育て支援金額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。

第6章 財 務

第46条（会計年度独立の原則）

各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これを支弁しなければならない。

第47条（会計年度所属区分）

収入の会計年度所属は、次の各号による。

- （１）保険料及び調整保険料はその納期末日の属する年度
- （２）国庫負担金及び補助金並びに繰越金、繰入金、寄付金、組合債及び財政調整事業交付金はその収入を計上した予算の属する年度
- （３）徴収金及び返納金等随時の収入で納入告知書を発するものは納入告知書を発した日の属する年度
- （４）前各号に該当しないものは領収した日の属する年度

２ 支出の会計年度所属は、次の各号による。

- （１）保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは、家族訪問看護療養費についてはこの組合（社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあつては、支払基金とする。）がその請求を受理した日の属する年度
- （２）保険給付のうち前号に定めるもの以外のものについてはその給付を決定した日の属する年度
- （３）給料、旅費及び手数料の類はその支払うべき事実の生じた時の属する年度
- （４）使用料、保管料及び電力料の類はその支払いの原因となる事実の存した期間の属する年度
- （５）工事製造費、物件の購入代価及び運賃の類並びに補助金の類はこれらの契約をした時の属する年度。ただし、法令の規定又は契約により、支払期日の定めのあるものはその支払期日の属する年度
- （６）前各号に該当しないものは支払いを決定した日の属する年度

第48条（予備費の費途）

一般勘定の予備費を充てることができる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- （１）保険給付
- （２）納付金
- （３）保健事業費
- （４）還付金
- （５）財政調整事業拠出金

２ 介護勘定の予備費を充てることができる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- （１）納付金
- （２）還付金

３ 子ども勘定のうち、予備費を充てることができる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- （１）子ども・子育て支援納付金
- （２）子ども・子育て支援還付金

第49条（準備金の保有方法）

準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。

- (1) 郵便貯金
- (2) 臨時金利調整法（昭和22年法律第181号）第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）
- (3) 公社債投資信託（外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。）
- (4) 国債又は地方債
- (5) 政府保証債又は金融債
- (6) 担保付社債
- (7) 抵当証券
- (8) コマーシャルペーパー
- (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
- (10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金
- (11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物

- 2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。

第50条（準備金以外の積立金の保有方法）

準備金以外の積立金は、前条第1項第1号から第10号までの方法により保有しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、退職積立金については、その積立総額の2分の1に相当する額の範囲内で、組合の役職員が組合から支払いを受けることができる退職手当金の額に相当する額を限度として、住宅資金等に貸付ける方法により保有することができる。
- 3 前項の住宅資金等の貸付方法は、組合会の議決を経て別に定める。

第51条（組合財産の管理方法）

この組合の財産の管理方法は、組合会の議決を経て別に定める。

第7章 公 告

第52条（公告の方法）

この組合において公告しなければならない事項は、この組合（及び事業所）の掲示板及び電子掲示板に掲示する。

第8章 保 険 給 付

第53条（医療機関の指定）

この組合が法第63条第3項第2号の規定により同号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局として指定しようとするときは、組合会の議決を経なければならない。

第55条（一部負担還元金）

この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律第42号）附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金（療養費に係る一部負担金は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合に乗じて得た額を基準として、組合が定めた額（以下、「一部負担金相当分」という。））について、その還元を行う。

- 2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書各1件（ただし、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、25,000円を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 5 一部負担還元金は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

第56条（付加給付）

この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 訪問看護療養費付加金
 - (2) 家族訪問看護療養費付加金
 - (3) 傷病手当金付加金
 - (4) 延長傷病手当金付加金
 - (5) 家族療養費付加金
 - (6) 合算高額療養費付加金
- 2 付加給付は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。
 - 3 付加給付の支給手続きに関して必要な事項は、組合会の議決を経て、別に定める。

第57条（訪問看護療養費付加金）

被保険者の疾病又は負傷に関し、法第88条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養費付加金を支給する。

- 2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、25,000円を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第58条（家族訪問看護療養費付加金）

被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第111条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養費付加金を支給する。

- 2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第111条第2項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、25,000円を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第59条（傷病手当金付加金）

被保険者が、法第99条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として、1日につき、当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の100分の70に相当する額から当該傷病手当金額を控除した額を支給する。

ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の100分の70に相当する額から、当該傷病手当金額を控除した額を支給する。

(1) 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額

(2) 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額

2 法第 103 条第 1 項又は法第 108 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定により傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があったものとみなす。この場合における傷病手当金付加金の支給額は、次の各号に定める額とする。

(1) 法第 103 条第 1 項又は法第 108 条第 1 項、第 3 項、若しくは第 5 項のいずれかに該当する場合支給があったものとみなされた傷病手当金の額及び本条第 1 項の規定により算定される傷病手当金付加金の額の合計額から以下に掲げる額のうちいずれか多い額を控除して得た額。ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。

ア. 法第 102 条第 2 項の規定により算定される出産手当金の額

イ. 報酬の額

ウ. 障害厚生年金の額

エ. 老齢退職年金の額

(2) 法第 108 条第 4 項に該当する場合、傷病手当金付加金の全額。ただし、第 1 号ア、イ又はエに該当する場合は、同号の規定により算定される額とする。

3 第 1 項の規定により算出した額に 1 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

第 60 条（延長傷病手当金付加金）

法第 99 条の規定により UACJ 健康保険組合から傷病手当金の支給を受ける被保険者が、法第 99 条第 4 項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、引き続き療養のため労務に服することのできないときは、その労務に服することができない期間、延長傷病手当金付加金として、1 日につき、当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額の平均額の三十分の一に相当する額の 100 分の 70 に相当する額を支給する。

2 延長傷病手当金付加金は、被保険者が次の各号に掲げるもののうちいずれか一以上の支給を受ける場合、当該各号に定める額のいずれか多い額の限度において支給しない。

(1) 同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病とは別の疾病等による傷病手当金又は傷病手当金付加金法第 99 条第 2 項の規定により算定される傷病手当金の額及び規約第 59 条第 1 項の規定により算定される傷病手当金付加金の合計額

(2) 出産手当金

法第 102 条第 2 項の規定により算定される出産手当金の額

(3) 報酬の全部又は一部

当該報酬の額

(4) 法第 108 条第 3 項に規定する障害厚生年金

当該障害厚生年金の額

(5) 法第 108 条第 5 項に規定する老齢退職年金

当該老齢退職年金の額

- 3 延長傷病手当金付加金を支給する場合において、障害手当金から当該障害手当金の支給を受けなければ支給を受けることができた傷病手当金の額を控除した額に当該延長傷病手当金付加金の額が達するまでの間、当該延長傷病手当金付加金は支給しない。
- 4 延長傷病手当金付加金は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、傷病手当金の支給満了日の翌日から起算して 18 ヶ月を経過したときは、支給しない。
- 5 第 1 項の規定により算出した額に 1 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

第 6 1 条（家族療養費付加金）

被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第 1 1 0 条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。

- 2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書または調剤報酬明細書各 1 件（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第 1 1 5 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、25,000 円を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前 2 項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第 6 2 条（合算高額療養費付加金）

法第 1 1 5 条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することによる高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。

- 2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、被保険者またはその被扶養者 1 人につき、それぞれ 25,000 円を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前 2 項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第9章 そ の 他 事 業

第63条（施設の利用等）

この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。

- 2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の補助方法及び補助額は、組合会の議決を経て別に定める。

第64条（高額医療費貸付）

この組合においては、法第150条の規定により、被保険者及びその被扶養者の高額医療費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。

- 2 前項の資金の貸付事業に係る実施細目については、組合会の議決を経て別に定める。

第64条の2（出産費貸付）

この組合においては、法第150条の規定により、被保険者及びその被扶養者の出産費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。

- 2 前項の資金の貸付事業に係る実施細目については、組合会の議決を経て別に定める。

第10章 個 人 情 報 の 保 護

第65条（個人情報の徹底）

この組合の組合員である被保険者及び被扶養者にかかるこの組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。

個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

附則

（施行期日）

- 第1条 この規約は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 第1条 施行日前の労務に服することができない期間にかかる傷病手当金及び延長傷病手当金付加金の支給については、なお従前の例による。